

鎌倉市農業委員会 令和 6 年度 第 10 回総会 次第	
日 時	令和 7 年 (2025 年) 1 月 29 日 (水) 16 時 開会
場 所	鎌倉市役所 第 3 分庁舎 講堂
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、4 番 小泉紀久夫、 5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、8 番 二之宮智和、 9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、11 番 郷原均、 12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 12 名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・神保主事・植竹事務職員
欠席委員	7 番 和田委員
議長(平井会長)	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(太田局長)	議長。7 番和田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、2 番石原委員、3 番小島委員にお願いいたします。 次回の現況証明委員については、9 番三橋委員、10 番飯田委員にお願いいたします。
議長(平井会長)	次に、日程第 1、報告第 28 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 1、報告第 28 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、以降は着席してご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の届出について 12 月 11 日から 1 月 10 日までに受理し処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1 ～ 3 ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1 ページの番号 1 と、2 ページの整理番号 1 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 7 年 1 月 7 日に共同住宅、専用住宅、公衆用道路へ転用のため、令和 6 年 12 月 27 日に専決処分いたしました。 続きまして 1 ページの番号 2 と、3 ページの整理番号 2 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

	本件は、令和7年1月15日に共同住宅へ転用のため、令和6年12月26日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はありません。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第29号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、6件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第2、報告第29号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、12月11日から1月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の4～10ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 4ページの番号1と、5ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年1月14日に専用住宅へ転用のため、令和6年12月20日に専決処分いたしました。 続きまして4ページの番号2と、6ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年2月8日に専用住宅へ転用のため、令和6年12月26日に専決処分いたしました。 続きまして4ページの番号3と、7ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年1月6日に専用住宅へ転用のため、令和6年12月24日に専決処分いたしました。 続きまして4ページの番号4と、8ページの整理番号4の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年3月1日に専用住宅へ転用のため、令和7年1月7日に専決処分いたしました。 続きまして4ページの番号5と、9ページの整理番号5の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

	本件は、令和 7 年 1 月 23 日に通路へ転用のため、令和 7 年 1 月 9 日に専決処分いたしました。 続きまして 4 ページの番号 6 と、10 ページの整理番号 6 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 7 年 3 月 1 日に専用住宅へ転用のため、令和 7 年 1 月 9 日に専決処分いたしました。 以上 6 件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第 3、報告第 30 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について(賃貸借)、1 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 3、報告第 30 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について、ご報告します。 資料につきましては、送付資料の 11～13 ページをご覧ください 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 それでは、報告に移ります。 農地法第 18 条第 1 項では、農用地利用集積計画により農地の賃貸借をした当事者は、知事の許可を受けなければ賃貸借の解除ができないとされていますが、ただし書きにより、例外的に賃借権の解除ができる場合について定められています。本件は、この例外規定、同条同項第 2 号「合意による解約が、その解約によって農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合」に当てはまるため、賃借権の解除がなされたものです。 また農地法施行規則により、この例外規定による解約成立後は 30 日以内に農業委員会に通知することとなっており、本件は、この合意解約に基づく通知としてなされたものです。 なお、当該土地は、農地法第 3 条に基づく神奈川県農業会議を介した売買により、現賃借人への所有権の移転がされる予定です。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第 4、議案第 31 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 4、議案第 31 号、農業経営基盤強化促進法に基づく

	農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 14 ページの議案書、15 ページの議案第 31 号参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。参考資料の太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は現在、転借人が耕作している土地です。 農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 7 年 2 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日までの 3 年間で、賃貸借により耕作するものです。なお、対象地については、継続の貸し借りです。従前の貸し借りの対象面積は 627 m²のうち 382 m²で、賃借料は 1 平方メートル当り 24 円の年間 9,200 円となっていました。本件から、賃借料はそのまま据え置きとし、貸し借りの対象面積は全体面積の 627 m²となります。そのため、本件の 1 平方メートル当りの賃借料はおよそ 15 円弱となっています。 転借人の農作業従事見込み日数は年 300 日で、農業従事者 1 名で営農するとのことでした。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の落合委員から補足説明をお願いします。
6 番 (落合委員)	議長。6 番。1 月 21 日 (火) 午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員 の二之宮委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が 無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 31 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 31 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 5、議案 第32号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 5、議案第32号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（1 件目）、ご説明いたします。 お手元の送付資料 16 ページの議案書、17 ページから 18 ページの議案第 32 号参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求められているものです。 本件の対象地は、利用集積計画に基づき土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出していたところですが、令和 5 年 4 月 1 日付けの法改正に伴い令和 7 年 4 月 1 日以降は農用地利用集積計画による賃貸借権の設定が行えなくなったことから、利用集積計画に変わる新たな事業として発足した促進計画により、賃貸借権の継続を行おうとするものです。 次に、参考資料 27 ページをご覧ください。促進計画については、農業会議からの要請を受け、市が計画案の作成及び農業委員会への意見聴取を行い、当該計画案を受けた農業会議が、必要に応じて利害関係人からの意見聴取を踏まえ計画を策定します。策定された促進計画は、神奈川県による審査・認可を経て、県により公告されます。 参考資料 17 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は現在転借人が耕作している土地です。期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間で、賃貸借により耕作するものです。 賃借料は 1 平方メートル当り 24 円で年間合計額 60,500 円となり、転借人の農作業従事見込み日数は年 330 日で、農業従事者 2 名で営農するとのことです。なお、本件以外に農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、議案が 4 件あり、重複している内容についての説明は、割愛させていただきます。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の二之宮委員から補足説明をお願いします。
8 番（二之宮委員）	議長。8 番。1 月 21 日（火）午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の落合委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、ブロッコリー、ほうれん草等の作付けが行われておりました。

	今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第32号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第32号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第6、議案第33号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ならびに、日程第7、議案第34号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、2件まとめて上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第6、議案第33号及び日程 第7、議案第34号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、2件まとめてご説明いたします。 お手元の送付資料19ページ、20ページの議案書及び21ページ、22ページの議案第33・34号参考資料をご覧ください。参考資料21ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。期間は、議案33号については、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間、議案34号については、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、年間合計額32,700円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年200日で、農業従事者1名で営農することです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の落合委員から補足説明をお願いします。
6 番 (落合委員)	議長。6 番。1月21日 (火) 午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の二之宮委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。

	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第33号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第33号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、議案第34号について、採決いたします。 議案第34号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第34号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第8、議案第35号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第8、議案第35号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について(4件目)、ご説明いたします。 お手元の送付資料 23 ページの議案書、24 ページの議案第 35 号参考資料をご覧ください。参考資料 24 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、年間合計額50,500円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年300日で、農業従事者3名で営農するとのことです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の二之宮委員から補足説明をお願いします。
8 番 (二之宮委員)	議長。8 番。1 月 21 日 (火) 午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の落合委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、白菜、ネギ等の作付けが行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。

	議案第35号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第35号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第9、議案第36号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第9、議案第36号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について(5件目)、ご説明いたします。 お手元の送付資料25ページの議案書、26ページの議案第36号参考資料をご覧ください。 参考資料26ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は現在、転借人が耕作している土地です。 現在、耕作している土地について現地調査を行ったところ、一部、草木が繁茂され耕作されていない農地がありました。転借人に利用状況について確認したところ、今後、草刈り等含め作付けの準備を行うことを確認しています。 期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当り24円で、年間合計額31,600円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年200日で、農業従事者1名で営農するとのことです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の落合委員から補足説明をお願いします。
6番(落合委員)	議長。6番。1月21日(火)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の二之宮委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、一部雑草が生えている状態でしたが、先ほどの事務局の説明のとおり、今後、作業が行われる予定であることを確認しています。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われま す。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います
	が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第36号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第36号は承認されました。

議長(平井会長)	次に、日程第10、その他、諸般の報告について、5件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第10、その他、諸般の報告について、5件、報告いたします。 諸般の報告1、令和6年度県中央地区農業委員会連合会農業委員等特別研修会の開催について、報告いたします。 諸般の報告1 参考資料をご覧ください。 この研修会は、神奈川県農業会議が県中央地区農業委員会連合会との共催により農業委員の皆様を対象に実施するものです。 場所は、大和駅から徒歩3分程度の「やまと芸術文化ホール」で、2月10日(月)午後2時から研修が予定されています。 事務局は植竹職員が出席し、当日は現地集合、現地解散となりますので宜しくお願いいたします。 次に、諸般の報告2、農地相談会の結果について、ご報告します。 今年度3回目の農地相談会を1月22日(水)にJAさがみ玉縄支店で実施しました。 最適化活動の一環として、農業委員の方にも1名参加をお願いしており、二之宮委員に参加していただきました。 相談件数は1件で、今後、土地所有者が高齢のため特定生産緑地の指定の時期になったときにどのようにしたらよいかとの相談があり、関係課等へ確認の上、市から連絡することとなりました。 今回の農地相談会は、来年度7月を予定しておりますが、議席番号の大きい番号から順に参加していただいております。次回は和田委員にお願いしたいと思います。近くになりましたら、改めてご連絡いたします。 次に、諸般の報告3、農業委員会の法令遵守の注意喚起等について、報告いたします。 本日お配りしております、諸般の報告3、参考資料をご覧ください。 令和元年度に、大分県、奈良県で農業委員会会長が、収賄容疑、農地法違反容疑で逮捕される事案が発生し、これを受け、農業委員会の全国組織である一般社団法人全国農業会議所から、神奈川県農業会議を通して、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を実施するよう、各農業委員会に依頼があり、令和2年1月総会にて、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を行いました。 この内容については、毎年1回委員の皆様にご案内させていただき、確認させていただくこととしており、この度ご報告させていただくものですので、内容のご確認をお願いいたします。 また、総会終了後に市ホームページに掲載を予定しています。 次に、諸般の報告4、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。 12月17日(火)に、現地確認を行った農地について、土地所有者

	との同意が得られれば新たな候補地での活動をスタートする予定でしたが、別の候補地を新たに探すこととなりました。 これに伴いまして、2月の遊休農地解消対策協議会での活動は中止とさせていただきます。 次期候補地の現地視察を明日（1月30日）に和田委員、石原委員、小泉委員で行う予定となっております。 今後の活動予定については、2月総会で改めてお伝えいたします。 次に、諸般の報告5、次回の総会は、2月26日（水）午後3時30分からで、会場は鎌倉商工会議所301会議室になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和6年度第10回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長 平井 保男	
議事録署名委員 2番 石原 秀雄	
議事録署名委員 3番 小島 昭司	